

二宮町最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）及び二宮町契約規則（平成8年二宮町規則第10号）第15条の規定に基づき、二宮町が執行する競争入札において最低制限価格を設定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 最低制限価格を設定するものは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定された公共工事（以下「工事等」という。）のうち、二宮町低入札価格調査制度実施要綱を適用するものを除き、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が次の各号に規定した額を超える競争入札とする。

- (1) 建設工事 1,000万円
- (2) 前号以外 250万円

(算出方法)

第3条 工事等のうち、前条第1号の規定に基づき設定する最低制限価格は、設計書を基に次の各号により得た額の合計を設計額の合計で除して得た割合（小数点以下第3位を四捨五入）を予定価格に乗じて得た額とする。ただし、この額が予定価格に100分の90を乗じて得た額を超える場合は、当該100分の90を乗じて得た額とし、100分の70に満たない場合は、当該100分の70を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の80を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

2 工事等のうち、前条第2号の規定に基づき設定する最低制限価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た額とする。

3 町長が特に必要と認めるときは、第1項又は前項にかかわらず、契約ごとに100分の70から100分の90の範囲内で町長が定める割合を予定価格に乗じて得た額とすることができる。

4 第1項各号の規定に基づく算出は、消費税及び地方消費税を除いた額により行う。

5 第1項各号の規定に基づき算出して得た額に1万円未満の端数を生じた場合は、当該

端数を切り捨てる。

(予定価格書への記載)

第4条 町長は、前条の規定に基づき決定した最低制限価格を予定価格書に記載するものとする。

(周知)

第5条 町長は、発注公告及び指名通知に次の各号に掲げた事項を掲載し、周知を図らなければならない。

- (1) 最低制限価格を設定したこと。
- (2) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の入札価格が最低制限価格を下回る場合は、当該申込みをした者は、落札者とならないこと。
- (3) 最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者は、当該入札に係る落札者がいない場合の再度の入札に参加できないこと。
- (4) その他町長が必要と認めた事項

(落札者の決定)

第6条 町長は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者がいる場合は、このうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。